



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年2月17日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
労働雇用課	労働企画係	岩田 仙石	内線 3663 直通 058-272-8402 FAX 058-278-2676

「岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議」を開催します

県では、より良い労働環境等の実現に向け、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）への対策の重要性について、事業主への周知・啓発とともに、労働者からの相談対応を行っています。

また、労働施策総合推進法が改正され、令和8年10月1日（予定）に全ての事業主にカスタマーハラスメント対策が義務付けられることになりました。これに伴い、事業主が雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（案）が国から示されましたので、これらについて情報共有を図るとともに、関係機関の連携を深めるため、下記のとおり、実務者による会議を開催しますのでお知らせします。

記

- 日 時** 令和8年2月24日（火） 13：30～14：30
- 場 所** 県庁17階 会議室1701
- 内 容** （1）職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（案）について
岐阜労働局雇用環境・均等室 室長 ^{くりす たかし} 栗栖 崇 氏
（2）意見交換
- 会議構成員** 下記団体の実務担当者により構成
〔 一般社団法人岐阜県経営者協会
岐阜県商工会議所連合会
岐阜県商工会連合会
岐阜県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会岐阜県連合会
岐阜県弁護士会
岐阜労働局
岐阜県警察
岐阜県
- その他** 取材を希望される方は、2月20日（金）17：00までに上記担当者へご連絡ください。